

岐 阜 県 公 報

第 二 千 百 二 十 号
平 成 二 十 二 年 二 月 五 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(医 療 整 備 課) 七 八^ハ

告 示

各務原市の区域内の町の区域及び名称変更
有害興行の指定

(市 町 村 課) 七 八
(男 女 参 画 青 少 年 課) 七 九

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地 域 福 祉 国 保 課) 七 九

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 八 〇

指定医療機関の廃止の届出

(同) 八 〇

指定医療機関の名称等の変更

(同) 八 一

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 八 一

保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知

(同) 八 四

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 八 四

保安林の指定予定

(中 濃 農 林 事 務 所) 八 五

公 示

落札者等に関する公示

(情 報 企 画 課) 八 五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 八 六

指定自立支援医療機関の指定

(保 健 医 療 課) 八 六

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 八 六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商 業 流 通 課) 八 六

土地改良事業の工事の完了

(農 地 計 画 課) 八 七

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 八 七

規 則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則（平成三年岐阜県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
別表特別室使用料の項を次のように改める。

特別室使用料	一日につき	算定方法により算定した入院料にそれぞれ次の額を加算した額
一 助産に関するもの以外のもの		算定方法により算定した入院料にそれぞれ次の額を加算した額
特A室		二、〇〇〇円
特B室		二、〇〇〇円
特C室		二、〇〇〇円
特D室		二、〇〇〇円
A室		二、〇〇〇円
B室		二、〇〇〇円
C室		二、〇〇〇円
D室		二、〇〇〇円
E室		二、〇〇〇円
F室		二、〇〇〇円
G室		二、〇〇〇円
H室		二、〇〇〇円
I室		二、〇〇〇円
J室		二、〇〇〇円
K室		二、〇〇〇円
二 助産に関するもの		算定方法により算定した入院料にそれぞれ次の額を加算した額
特A室		二、〇〇〇円
特B室		二、〇〇〇円
特C室		二、〇〇〇円

特D室	一日につき	算定方法により算定した入院料にそれぞれ次の額を加算した額
特D室		二、〇〇〇円
A室		二、〇〇〇円
B室		二、〇〇〇円
C室		二、〇〇〇円
D室		二、〇〇〇円
E室		二、〇〇〇円
F室		二、〇〇〇円
G室		二、〇〇〇円
H室		二、〇〇〇円
I室		二、〇〇〇円
J室		二、〇〇〇円
K室		二、〇〇〇円

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、各務原市の区域内の町の区域及び名称を変更した旨各務原市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域及び名称は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町
テクノプラザ三丁目	須衛町四丁目の一部、須衛町六丁目の一部、各務船山町三丁目
テクノプラザ四丁目	須衛町二丁目の一部

この処分は、平成二十二年四月一日から効力を生ずる。
平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場
 県庁及び各務原市役所

二 掲示物
 字界変更調書 その他必要な書類

岐阜県告示第五十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和二十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害書類行として指定した。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 等	配 給 会 社 名	等 等
映 画	シヤナル&ストライプスキー		ハヤシタ・ピクチャー	画 像
	新嬢OL いたずらな桃尻		オーピー映画	画 像
	義母と郵便配達人 禁欲		新日本映	画 像
	色情痴女 密室の手ほどき		オーピー映	画 像
	奴隷船		新東宝映	画 像
	丸見えやり抜き温泉		オーピー映	画 像

2 指定年月日

平成22年2月5日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療扶助及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール薬局ようなん店	クオール株式会社	海津市南濃町津屋一四九	平成三〇・八一
さくら薬局海津店	クラフト株式会社	海津市海津町福江六五六	同
さくら調剤薬局	株式会社メデイカルレゾナンス	瑞穂市只越九〇七三	同
北小田薬局	株式会社G・スピリッツ	瑞穂市北小田町二二九六四	同
シンエイ調剤薬局	合同会社コーデリアル	土岐市泉神栄町四三	同
たぐち耳鼻咽喉科	田口欣秀	恵那市長島町中野二五八一	平成三〇・九一
宮川薬局	株式会社ミヤカワメデイカル	羽島郡笠松町奈良町一六番地	同
中部薬品多治見旭ヶ丘薬局	中部薬品株式会社	多治見市小名田町西ヶ洞一三二五	同
タジミ第一病院	医療法人仁寿会	多治見市小名田町西ヶ洞一六四八	平成三〇・九一四
第一クリニック	医療法人仁寿会	多治見市十九田町一〇	同
トリーカイ薬局多治見中央店	株式会社トリーカイメデイカル	多治見市小名田町西ヶ洞一九五	同

てらしま整形外科	寺島 広昭	山県市東深瀬一七五	平成三〇・一
たじみ岩瀬眼科	岩瀬 愛子	多治見市本町三〇一 一クリスタルプラザ多 治見四階	同
むらいクリニック	医療法人信久会	大垣市大井二 四四二	同
伊藤歯科医院	竹田 明夫	中津川市太田町二 四 一七	同
たかや歯科クリニッ ク	押谷 正香	本巣郡北方町高屋白木二 二	同
ライン調剤薬局大井 店	イサンラインメデ イカル株式会社	大垣市大井二 四四五	同
コスモ調剤薬局北方 店	有会社ヘルス サポート	本巣郡北方町加茂字野田 四七四	平成三〇・二
いとう耳鼻咽喉科	医療法人向陽会	本巣郡北方町加茂四七三 番地	同 二〇・三
こんどう内科クリニ ック	近藤 正弘	可児市羽崎二町田二四五 一	同 二一・一
しみずこどもクリニ ック	清水 信雄	羽島郡岐南町野中三 三 四	同
たけうちこどもクリ ニック	竹内 三奈	可児郡御嵩町上恵土一 一 五	同
やまうちクリニック	山内 克亮	羽島郡岐南町八剣北五 七九	同
あおい調剤薬局	株式会社ファ マビジョン	可児市羽崎二四五 四	同
きらら調剤薬局	山本 俊司	可児郡御嵩町上恵土一 一 五	同
にしむら調剤薬局	株式会社優	土岐市妻木平成町一 二 〇	同

岐阜県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十

九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 月 日
---------------	--------------------	----------------	-----------------	-------------

株式会社セイヨウグ ウトレーデイン	岐阜市日置江七 七一〇	訪問看護ステーションまごころ	安八郡輪之内町南 波六五九一 ボWAKAMIY A一〇三号室	平成 三〇・一
----------------------	----------------	----------------	---	------------

株式会社ケアメ イト中部	多治見市音羽町四 七二 NEO音羽ビル 三F	訪問看護ケアメ イト岐阜	羽島郡笠松町美笠 通一 一四二	同
-----------------	---------------------------------	-----------------	--------------------	---

岐阜県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開	設	者	所	在	地	廃止年月日
---	---	---	---	---	---	---	---	-------

さくら調剤薬局	株式会社C&C メディカル	瑞穂市只越九〇七 三	平成三・七三
瑞浪はなの木薬局	株式会社ヘリッ クスケアフア ー	瑞浪市北小田町二 二九 六 四	同
シンエイ調剤薬局	有限会社タナハ シフアーマ	土岐市泉神栄町四 三	同
田口耳鼻咽喉科	田口 哲雄	恵那市大井町三一 二	平成三・九一
山口歯科医院	山口 晁	大垣市丸の内二 二四	同
太田橋歯科クリニッ ク	渡辺 一郎	美濃加茂市御門町一 五 七	同
宮川薬局	合資会社宮川薬 局	羽島郡岐南町石原瀬二 八七	同
ジップドラッグ 桐 生薬局	株式会社ジップ ドラッグ	高山市桐生町二 三四八	同
タジミ第一病院	医療法人仁寿会	多治見市十九田町一 一 三	平成三・九四
トーカイ薬局多治見 中央店	株式会社トーカ イメディカル	多治見市十九田町二 八 五	同
たじみ岩瀬眼科	医療法人瞳会	多治見市本町三 一〇一 一	平成三・一〇一
伊藤歯科医院	伊藤 成章	中津川市太田町二 四 一七	同
コスモ調剤薬局 北 方店	有限会社ヘルス サポート	本巣郡北方町加茂字東徳 繁四〇七 一	平成三・一〇二
いとう耳鼻咽喉科	伊藤 篤	本巣郡北方町加茂字東徳 繁四〇七 一 高井ビル二 階	同 一〇三
井戸歯科医院	井戸 徳重	美濃加茂市西町六 一〇	同 一一一
にしむら調剤薬局	西村 一則	土岐市妻木平成町一 二 〇	同

岐阜県告示第六十号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の開設者を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	変 更 年 月 日
アイン薬局美濃店	新 株式会社ア インメディ オ	美濃市中央四 三一六	平成三・一〇一
	旧 株式会社ア イン東海		
アイン薬局那加店	新 株式会社ア インメディ オ	各務原市那加西市市場町七 二八八 三	同
	旧 株式会社ア イン東海		

岐阜県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
岐阜市芥見七丁目四七の一、四八の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五五、五八、六一から六三まで、六五から六七まで、七〇の一
- 二 指定の目的

三 土砂の崩壊の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市苗木字井汲六四五の二一、六四五の三六、加子母字小郷東三の三三一一から三の三三四まで、三の三五〇、三の三五一、字東万賀五三七一の一八七から五三七一の一八九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町小無雁字向中沢上七〇四の一五、七〇四の一八、七〇四の二九、字小無雁谷筋七四四から七四六まで、七五〇から七五三まで、七五五、七五六、七六八から七七一まで、字かりやす七七八の一、七七八の二、七八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町上田字陰地平一七七六の一、一七八四の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町上田字露洞三五四七の七、三五四七の一七、字茅野三五四八の三、三五四八の七、白鳥町中西字原口四〇九の一、白鳥町阿多岐字折坂二一五八の四九、一一五八の五一、一一五八の五二、一一五八の七三、大和町剣字宮ヶ洞二〇八七の三七から二〇八七の四三まで、二〇八七の四六、二〇八七の四八、二〇八七の四九、二〇八七の五四、二〇九二の五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町山之口字カジャ二〇九七、字鈴ヶ洞三〇五三の七、字高平三〇六五の二、三〇六五の一四、字小足谷三〇七三の二、三〇七三の四、字大月出三〇七四の三、字ノジャラ谷三九九七、三九九八の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町奥田洞字はじかみ一四六一、一四六三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市八幡町那比字岡谷六六三〇の一、六六三〇の二、字道ヶ洞六四六〇の一九、六四六〇の二〇
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- (1) 啓事の政務 登録簿謄写の画野謄写の画野
- (2) 野 中 啓 登録簿謄写の画野 2 丁目 1 番 1 号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 N P O やおつ
- 三 代 表 者 の 氏 名 加藤 良治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町八百津四二九七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、要援護高齢者・独居者・高齢夫婦世帯及び身体障害者並びにその家族に対し、要介護状態に陥らない為の生活支援・介護予防又は家族介護支援に関するサービスを提供すること。及び、在宅高齢者等に生きがい・健康・介護・転倒防止等の知識の普及啓発活動を行うことにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図ると共に、健やかで活力ある地域づくりを推進すること。で、総合的な保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 月 日
平成調剤薬局はーと笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	精神通院	平成三・二・一
シモタ薬局平和店	多治見市平和町七 七六	精神通院	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 月 日
たなせ薬局	瑞穂市唐栗二七五 三	精神通院	平成三・一・一
有限会社近藤薬局	土岐市泉岩畑町四 一一	精神通院	同三・一・三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 三箇所

(変更後) 五箇所

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	揖斐西部地区(農業用排水施設整備)	平成二一・一〇・一五
	揖斐西部地区(農道整備)	同 六・三〇

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を岐阜市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 森林所有者の登記簿上の氏名

龜山謙二

二 通知の要旨

平成二十二年二月五日付け岐阜県告示第六十一号のとおり、森林が保安林に指定される予定である。

平成二十二年二月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社